

改 正 案	現 行
<p>（資産の評価） 第三十六条（略） 2 } 5（略） 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一（略） 二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券（満期まで所有する意図をもって取得したものに限る。）をいう。）を除く。） 三（略）</p>	<p>（資産の評価） 第三十六条（略） 2 } 5（略） 6 次に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。</p> <p>一（略） 二 市場価格のある資産（子法人等及び関連法人等（令第三条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の株式並びに満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。）を除く。） 三（略）</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則 別紙様式第2号

改正案	現行
<p>別紙様式第2号(第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期( 年 月 日現在)貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">信用組合名</p> <p style="text-align: center;">理事(組合)長 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(25) (略)</p> <p>2. ~ 9. (略)</p>	<p>別紙様式第2号(第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期( 年 月 日現在)貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">信用組合名</p> <p style="text-align: center;">理事(組合)長 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(25) (略)</p> <p>2. ~ 9. (略)</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則 別紙様式第6号

改正案	現行
<p>別紙様式第6号(第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期( 年 月 日現在)貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">信用協同組合連合会名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(25) (略)</p> <p>2. ~ 9. (略)</p>	<p>別紙様式第6号(第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">第 期( 年 月 日現在)貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">信用協同組合連合会名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(25) (略)</p> <p>2. ~ 9. (略)</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則 別紙様式第9号

改正案	現行
<p>別紙様式第9号(第68条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(25) (略)</p> <p>2. ~9. (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>別紙様式第9号(第68条第1項関係)</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8)~(25) (略)</p> <p>2. ~9. (略)</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則 別紙様式第9号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第9号の2（第68条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1.（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5)（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(7)～(20)（略）</p> <p>2.～7.（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第9号の2（第68条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1.（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5)（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の6第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(7)～(20)（略）</p> <p>2.～7.（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則 別紙様式第10号

改正案	現行
<p>別紙様式第10号（第68条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8) ~ (25) (略)</p> <p>2 . ~ 9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第10号（第68条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 . 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p>(8) ~ (25) (略)</p> <p>2 . ~ 9 . (略)</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

協同組合による金融事業に関する法律施行規則 別紙様式第10号の2

改正案	現行
<p>別紙様式第10号の2（第68条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1.（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5)（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(7)～(20)（略）</p> <p>2.～7.（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第10号の2（第68条第2項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">第2 連結財務諸表</p> <p>1.（略）</p> <p style="padding-left: 40px;">2.（ 年 月 日現在）連結貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1)～(5)（略）</p> <p style="padding-left: 20px;">(6) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第5項までに規定する有価証券に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(7)～(20)（略）</p> <p>2.～7.（略）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>